

# 雇用対策法施行規則の一部改正 について



## 雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

### 1 改正の趣旨

雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 15 条においては、職業安定機関等は、労働者の雇入れ等の雇用に関する事項について事業主等から援助を求められたときは、その者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならないこととされている。

平成 23 年度税制改正により「雇用促進税制」が創設された際、職業安定機関は、労働者の雇入れを促進するための計画（以下「雇用促進計画」という。）を作成した事業主に対して、法第 15 条の雇用に関する援助として、必要な助言等を行わなければならないこと及び雇用促進計画等の様式を雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「雇対法施行規則」という。）に規定したところである。

今般、平成 28 年度税制改正により、雇用促進税制について、地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 7 条に規定する同意雇用開発促進地域内にある事業所において無期雇用かつフルタイムの雇用者（雇用保険一般被保険者に限る。）を創出した場合に、雇用の増加一人分当たり 40 万円の税額控除を行うとの内容に見直した上で、その適用期限が 2 年間延長されることが決定したこと等を踏まえ、雇対法施行規則の様式について、所要の改正を行う必要がある。

### 2 改正の内容

雇対法施行規則様式第 5 号について、別添のとおり、記載事項等の見直しを行う。

### 3 根拠条文

法第 15 条

### 4 施行期日等

公布日 平成 28 年 4 月 1 日（予定）

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日（予定）

### 雇用促進計画－1

①計画期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	②労働者の数 (計画期間の初日の前日)	④うち雇用保険一般被保険者数 (計画期間の初日の前日)	⑥うち使用人兼務役員及び役員の特関係者数 (計画期間の初日の前日)	⑧労働者の目標増加数	⑩労働者の数 (計画期間の終了日)	⑫うち雇用保険一般被保険者数 (計画期間の終了日)	⑭うち使用人兼務役員及び役員の特関係者数 (計画期間の終了日)	⑯労働者増加数 (⑩-②)	⑰うち雇用保険一般被保険者増加数 (⑫-④)-(⑥-⑧)	⑳過去2年間の事業主都合離職の有無	事業所の廃止又は新設	事業所の廃止又は新設を行った日	
																③
1(主たる事業所)																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
計				③	⑤	⑦	⑨	⑪	⑬	⑮	⑰	⑱				

㉑ 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条に規定する同意雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）内に所在する事業所における労働者増加数のうち雇用保険一般被保険者増加数の合計数

㉒ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保険者のうち新規雇用労働者の合計数

- ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
- イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でないこと。

※⑩～㉒欄は、計画期間の終期に記入

㉓ 他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成しているか否か。

はい 計画の名称（ ）

計画の期間（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）のうち 年 月

※当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付けてください。

いいえ ※当該計画及び当該計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。

#### <計画開始時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は  
法人名（代表者氏名）

Ⓜ

所在地

担当者名及び連絡先

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		Ⓜ	

計画開始時受付印

#### <計画終了時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は  
法人名（代表者氏名）

Ⓜ

所在地

担当者名及び連絡先

（所在地・担当者名及び連絡先は計画開始時から変更のある場合のみ記載）

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		Ⓜ	

計画終了時確認印

※受付公共職業安定所名

(様式第5号) (第2面)

[記入上の注意]

- (1) 計画期間の始期においては、①欄から⑨欄までを記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所の場合には、雇用保険適用事業所番号を記載してください。(雇用保険適用事業所ではない事業所(雇用保険事業所非該当施設を含む。)の記入は必要ありません。)
- (2) ②欄、④欄及び⑥欄には計画期間の初日の前日の数を記載し、③欄、⑤欄及び⑦欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。
- (3) ⑥欄及び⑭欄の「使用人兼務役員及び役員の特典関係者」とは、雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特典関係者をいいます。「役員の特典関係者」とは、(1) 役員の子供、(2) 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、(3) 左記(1)(2)以外で、役員から生計の支援を受けている人、(4) 左記(1)(2)と生計を一にしている、これらの人の親族をいいます。
- (4) ⑧欄には①欄の計画期間中における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑨欄には⑧欄の数を合計した数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画-2(求人申込み見込み)」に必要事項を記載してください。
- (5) 計画期間の終期においては、⑩欄から⑲欄までを記載するとともに、計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記入を行ってください。
- (6) ⑩欄、⑫欄及び⑭欄には計画期間の終了日の数を記載し、⑪欄、⑬欄及び⑮欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。ただし、計画期間中に高年齢継続被保険者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条の2第1項に規定するもの。)となった人がいた場合は、その数を控除して記載してください。
- (7) ⑯欄には⑩欄の数から⑲欄の数を控除した数を記載してください。また、⑰欄には⑯欄の数を合計した数を記載してください。
- (8) ⑱欄には⑫欄の数から⑭欄の数を控除した数から、④欄の数から⑥欄の数を控除した数を控除して記載してください。また、⑲欄には⑱欄の数を合計した数を記載してください。
- (9) ⑳欄には、計画期間の初日から起算して1年前の日以降に始まる事業年度の初日から計画期間の終了日までの間における事業主都合離職(雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に相当するもの)の有無について記載してください。
- (10) ㉑欄には、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)第7条に規定する同意雇用開発促進地域(以下「同意雇用開発促進地域」という。)内に所在する事業所における、計画期間中に増加した労働者のうち雇用保険一般被保険者数の合計を記載してください。
- (11) ㉒欄には、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における、計画期間中に新たに雇入れた雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法(平成19年法律第128号)第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者でない労働者であり、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に勤務している労働者数の合計を記載してください。
- (12) ㉓欄には、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には「はい」の欄に、そうではない場合には「いいえ」の欄に  を付してください。「はい」の欄に  を付した場合には、「計画の名称」欄に、その計画の名称を記載するとともに、その計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。また、「計画の期間」の欄に、その計画の計画期間を記載するとともに、①欄の計画期間が、㉓欄の計画の何年目に当たるのか記載してください。提出する際には、その計画及びその計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。
- (13) 計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。

## 雇用促進計画－2 (求人申込み見込み)

番号	事業所の名称	雇用保険 適用事業所番号	期間中の労働者の 求人数見込み	うち雇用保険一般 被保険者の求人数 見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安 定所への求 人提出希望	担当者名	電話番号
1							有・無		
2							有・無		
3							有・無		
4							有・無		
5							有・無		
6							有・無		
7							有・無		
8							有・無		
9							有・無		
10							有・無		

(注意)

労働者の求人数見込みは、「雇用促進計画－1」の⑧欄に対応させて記載してください。単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件等が異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記載してください。

# 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長

(所得税、法人税、法人住民税)

## 1. 大綱の概要

適用の基礎となる増加雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数（新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数を上限とする。）とした上、その適用期限を2年延長する。

## 2. 制度の内容

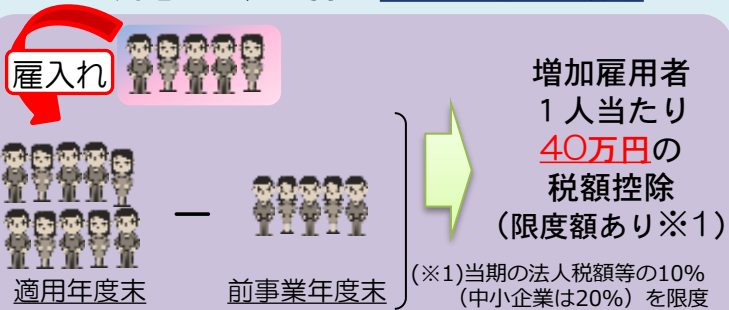
### 現行制度

#### 措置内容

雇用増加人数1人当たり、**40万円**の税額控除

#### 企業

#### 雇用増加企業に対するインセンティブ付与



新たな雇用機会の確保

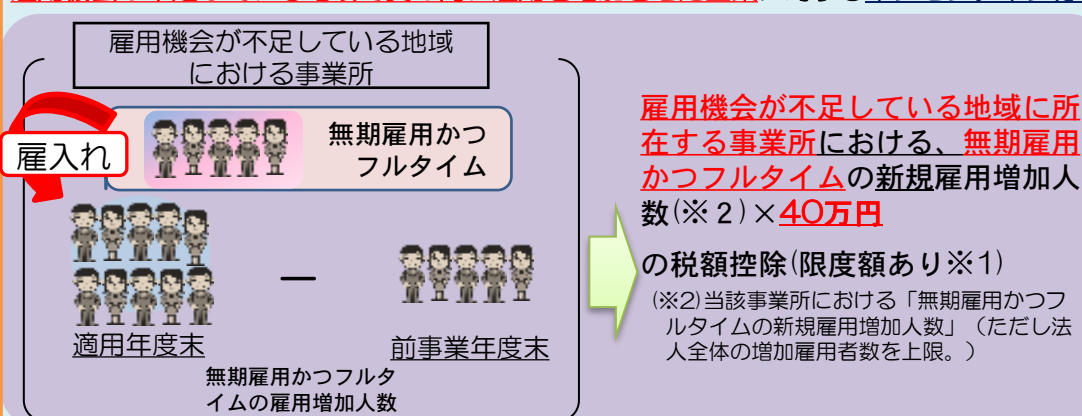
### 改正後

#### 措置内容

雇用機会が不足している地域（地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域）における質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）の創出について、増加人数1人当たり、**40万円**の税額控除

#### 企業

#### 雇用機会が不足している地域で質の高い雇用を増加させた企業に対するインセンティブ付与



雇用機会が不足している地域における質の高い雇用の創出

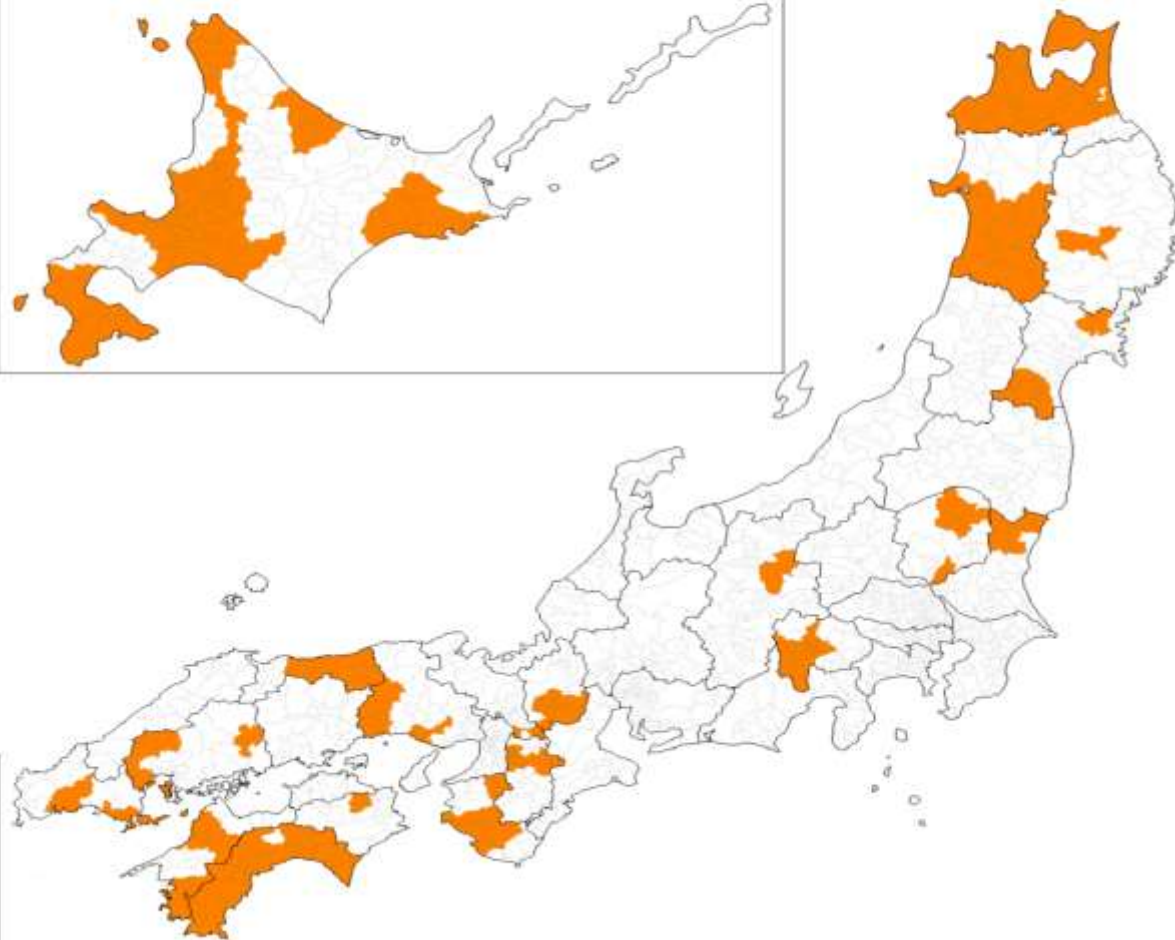
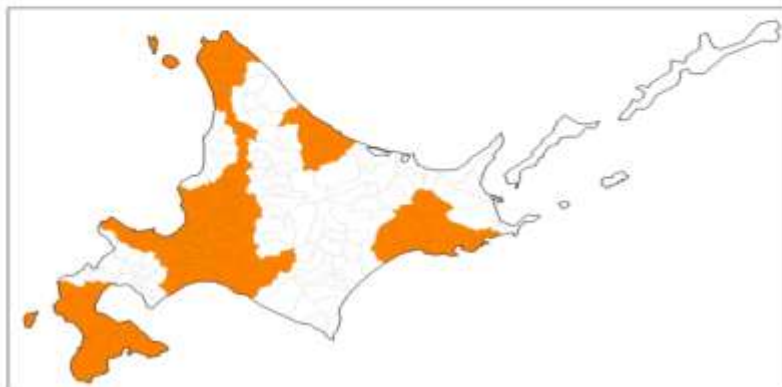
### 適用要件

- 適用年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
- 適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- 適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
- 風俗営業等を営む事業主ではないこと

【適用期間】平成30年3月31日まで

# 同意雇用開発促進地域※ (平成27年10月1日現在)

※ 雇用開発促進地域の基準等を満たした地域のうち、厚生労働大臣が同意した地域



○ 同意雇用開発促進地域28道府県101地域  
(管轄ハローワーク数※123所)

※ 当該地域の構成市町村とハローワーク管轄地域の構成市町村が一部一致しない地域がある。

## 雇用開発促進地域(雇用情勢が特に厳しい地域)

【区 域】ハローワークの管轄を基本(労働市場圏を想定)

【雇用情勢】有効求人倍率が全国平均の3分の2(1以上の場合1、0.67未満の場合は0.67。全国平均が0.67未満の場合は全国平均)以下、労働力人口に対する求職者割合が全国平均以上

【計画期間】3年以内 等



同意雇用開発促進地域一覧(28道府県 101地域)

(平成27年10月1日現在)

都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
北海道	江別等地域	江別市、北広島市、新篠津村	札幌東	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	千歳地域	恵庭市、千歳市、夕張市、長沼町、栗山町、由仁町	千歳	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	滝川地域	滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、深川市、新十津川町、上砂川町、奈井江町、幌加内町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	滝川	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	岩見沢地域	岩見沢市、三笠市、美唄市、南幌町、月形町、浦臼町	岩見沢	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	小樽地域	小樽市、仁木町、余市町、赤井川村、積丹町、古平町	小樽	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	苫小牧地域	苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町、白老町、日高町、平取町	苫小牧	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	稚内地域	稚内市、猿払村、天塩町、遠別町、豊富町、幌延町、利尻町、利尻富士町、礼文町	稚内	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	札幌地域	札幌市、石狩市、当別町	札幌、滝川、札幌東、札幌北	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	函館地域	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	函館	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	紋別地域	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	紋別	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
釧路地域	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	釧路	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで	
青森県	津軽地域	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、弘前市、平川市、藤崎町、大鰐町、西目屋村、板柳町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、黒石市、田舎館村	青森、弘前、五所川原、黒石	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	上北・下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、三沢市、十和田市、六戸町、おいらせ町	むつ、野辺地、三沢	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
岩手県	花巻地域	花巻市	花巻	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
宮城県	県南地域	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	大河原	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	登米地域	登米市	迫	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
秋田県	南部地域	大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村	大曲、横手、湯沢	平成25年9月1日から平成28年8月31日まで
	由利地域	由利本荘市、にかほ市	本荘	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	秋田・男鹿南秋地域	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	秋田	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
茨城県	高萩・北茨城地域	高萩市、北茨城市	高萩	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	常陸大宮地域	常陸大宮市、常陸太田市、大子町	常陸大宮	平成26年10月1日から平成29年9月30日まで
栃木県	矢板地域	矢板市、さくら市、塩谷町	矢板	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	大田原地域	大田原市、那須塩原市	大田原	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
	小山地域	小山市、下野市、野木町	小山	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで

都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
山梨県	峡南地域	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町	鯉沢	平成25年5月1日から 平成28年4月30日まで
	峡中・笛吹地域	甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、昭和町	甲府	平成27年10月1日から 平成30年9月30日まで
長野県	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町	上田	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
滋賀県	東近江地域	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	東近江	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
	南部地域	草津市、守山市、栗東市、野洲市	草津	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
	甲賀地域	甲賀市、湖南市	甲賀	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
京都府	山城中部(西地区)・相楽地域	京田辺市、木津川市、井手町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都田辺	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
兵庫県	明石地域	明石市	明石	平成25年5月1日から 平成28年4月30日まで
	三木地域	三木市	西神	平成25年5月1日から 平成28年4月30日まで
	加古川・高砂・加古地域	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	加古川	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
	西播磨地域	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、上郡町、佐用町、安富町	龍野	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
奈良県	桜井公共職業安定所地域	桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、東吉野村	桜井	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	大和郡山公共職業安定所地域	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	大和郡山	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	大和高田公共職業安定所地域	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	大和高田	平成27年5月1日から 平成30年4月30日まで
和歌山県	御坊・日高地域	御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町	御坊	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	橋本・伊都地域	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	橋本	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	田辺・西牟婁地域	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町	田辺	平成27年10月1日から 平成30年9月30日まで
鳥取県	鳥取公共職業安定所地域	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	鳥取	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
	倉吉公共職業安定所地域	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	倉吉	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
広島県	江田島地域	江田島市	呉	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	安芸太田・北広島地域	安芸太田町、北広島町	可部	平成27年10月1日から 平成30年9月30日まで
	府中・神石高原地域	府中市、神石高原町	府中	平成27年10月1日から 平成30年9月30日まで
	大竹・廿日市地域	大竹市、廿日市市	廿日市	平成27年10月1日から 平成30年9月30日まで
山口県	防府地域	防府市	防府	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
	柳井地域	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	柳井	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
	山口地域	山口市	山口、防府	平成27年5月1日から 平成30年4月30日まで
	下松地域	下松市、光市	下松	平成27年10月1日から 平成30年9月30日まで

都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
徳島県	吉野川・阿波地域	吉野川市、阿波市	吉野川、美馬	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
愛媛県	宇和島地域	宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町	宇和島	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	松山地域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	松山	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
高知県	高知県東部地域	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、香南市、香美市	安芸、香美	平成25年9月1日から 平成28年8月31日まで
	高知県中部地域	高知市、南国市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、土佐市、いの町、日高村	高知、いの	平成25年9月1日から 平成28年8月31日まで
	高知県西部地域	須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、禰原町、津野町、四万十町、宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町	須崎、四万十	平成25年9月1日から 平成28年8月31日まで
福岡県	福岡東地域	宗像市、古賀市、福津市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	福岡中央、福岡東	平成25年4月1日から 平成28年3月31日まで
	福岡南地域	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町	福岡南	平成25年4月1日から 平成28年3月31日まで
	福岡西地域	糸島市	福岡西	平成25年4月1日から 平成28年3月31日まで
	筑豊・京築地域	直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	行橋、直方、飯塚、田川	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	南筑後地域	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、みやま市、広川町	八女、大牟田	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	中間遠賀地域	中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	八幡	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
	北筑後地域	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大川市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町	久留米、朝倉	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
佐賀県	唐津地域	唐津市、玄海町	唐津	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	伊万里・武雄地域	伊万里市、有田町、武雄市、大町町、江北町、白石町	伊万里、武雄、鹿島	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	鹿島地域	鹿島市、嬉野市、太良町	鹿島	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	佐賀地域	多久市、小城市、神埼市、佐賀市	佐賀	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
長崎県	県北地域	佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町	佐世保、江迎	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	大村・東彼杵地域	大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	大村	平成25年10月1日から 平成28年9月30日まで
	五島地域	五島市、新上五島町	五島	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
	対馬・壱岐地域	対馬市、壱岐市	対馬	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
	長崎・西海地域	長崎市、西海市、長与町、時津町	長崎	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで
	諫早・島原地域	島原市、諫早市、雲仙市、南島原市	諫早、島原	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで

都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
熊本県	荒尾・玉名地域	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町	玉名	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	宇城地域	宇土市、宇城市、美里町	宇城	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	八代地域	八代市、氷川町	八代	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	水俣・芦北地域	水俣市、芦北町、津奈木町	水俣	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	球磨地域	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	球磨	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	天草地域	天草市、上天草市、苓北町	天草	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	熊本地域	熊本市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	熊本、菊池、宇城	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
大分県	中津地域	中津市	中津	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	別府地域	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村	別府	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	佐伯地域	佐伯市、臼杵市、津久見市	佐伯	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
宮崎県	県北地域	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	延岡、日向	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	県南地域	日南市、串間市	日南	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	西都児湯地域	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	高鍋	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	県央地域	宮崎市、国富町、綾町	宮崎	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
鹿児島県	指宿地域	指宿市	指宿	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	川辺地域	枕崎市、南さつま市、南九州市	加世田、指宿	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	北薩地域	阿久根市、出水市、長島町、薩摩川内市、さつま町	出水、川内	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	始良・伊佐地域	始良市、伊佐市、霧島市、湧水町	国分	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	熊毛地域	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町	鹿児島	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	奄美地域	奄美市、喜界町、龍郷町、瀬戸内町、天城町、徳之島町、伊仙町、知名町、和泊町、与論町、大和村、宇検村	名瀬	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	日置地域	日置市、いちき串木野市	伊集院	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
	鹿児島島地域	鹿児島市、十島村、三島村	鹿児島	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
沖縄県	本島北部地域	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	名護	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	本島中部地域	うるま市、宜野湾市、沖縄市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	沖縄	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	本島南部地域	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	那覇	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	宮古地域	宮古島市、多良間村	宮古	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	八重山地域	石垣市、竹富町、与那国町	八重山	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで